

研修環境整備支援事業

(趣 旨)

第 1 果樹農業の担い手の確保・育成を図るため、就農に向けた実践的な研修を行う機関に対し、研修に必要な施設・機械の導入並びに研修運営に係る経費を支援することとし、そのために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研修」 就農に必要な果樹の栽培技術や知識等を研修生に習得させるための指導として本事業により行うものをいう。
- (2) 「研修生」 果樹での就農を希望する者のうち、第 7 に規定する者をいう。
- (3) 「研修用樹園地」 果樹栽培に必要な技術を研修生に習得させるため、本事業による研修を実施する樹園地をいう。
- (4) 「就農」 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 経営者として農業経営を営むこと。
 - イ 研修終了後、3 年以内に研修元や親族等から経営を引継ぐことを前提として、第 3 に規定する対象品目の栽培管理その他の営農活動に継続して取り組むこと。

(事業の内容)

第 3 本事業は、果樹の就農希望者が県内で確実に就農できるよう実践的な研修の取組を支援することとし、具体的な支援対象品目及び取組内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 対象品目

- ア 梨
- イ ぶどう
- ウ その他知事が適当と認める品目

(2) 取組内容

[別表 1](#) のとおりとし、別表 1 の 1 及び 2 の事業は併せて実施できるものとする。

(事業実施主体等)

第 4 本事業の実施主体及び採択要件は、[別表 2](#) に定めるとおりとする。

(助成)

第 5 県は、予算の範囲内において、別表 1 に掲げる事業の実施に要する経費を次に掲げるとおり事業実施主体に助成するものとする。

- (1) [別表 1](#) の 1 の事業については、研修生 1 名の受入れにつき 750 万円を上限として助成するものとし、対象となる施設、機械（以下、「財産」という。）は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - ア 税抜単価 10 万円以上かつ事業費の合計額が税抜 50 万円以上であること。
 - イ 県が適正と認める価格で取得されるものであること。

別記 1

ウ 原則として、農業以外の用途で容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

ただし、研修の実施に必要不可欠と知事が認めるものについては、対象とすることができる。

エ 事業実施主体は、財産の購入先選定に当たっては、2 者以上の業者からの見積書の徴取により、事業費の低減に努めること。

ただし、当該財産の性質、規格、機能、設置条件、保守体制その他の事情により、2 者以上の業者から見積書を徴取することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。この場合において、事業実施主体は、見積書を徴取できる業者が限定される理由を明確に付記しなければならない。

オ 事業の対象となる財産が中古である場合には、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上であること。

- (2) [別表 1](#) の 1 の事業のうち、補助対象経費の 1 及び 2 については、事業完了後 1 年以内に研修生を受入れる見込みがある場合は、研修生の受入れ前に実施することができるものとする。
- (3) [別表 1](#) の 2 の事業に係る経費については、研修生 1 名の受入れにつき、最長 24 か月間助成するものとする。
- (4) 事業の対象となる財産については、原則として、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がなされるものとする。なお、その加入等の期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該財産の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

（研修実施要件）

第 6 事業実施主体は、研修の実施に当たり、次のすべてを実施するものとする。

- (1) 研修生を受け入れる場合は、事前に面談又は体験研修その他の方法により、資質を見極める審査を行い、その結果を踏まえて受入れの決定を行うこと。
- (2) 研修用樹園地は、事業実施主体又は実施体制の構成員の名義で適切に確保すること。なお、研修生の親族（三親等以内の者をいう。）が所有する農地でないこと。
- (3) 事業実施主体は、研修終了後に研修生が当該樹園地において円滑に営農を開始できるよう、研修用樹園地について、研修生を権利者として、農地関係法令に基づく利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）の設定又は所有権の移転に必要な調整及び手続を行うこと。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産」という。）は、研修修了後、原則として、研修生に譲渡又は貸与すること。

ただし、研修生が、研修用樹園地以外に就農に適した樹園地を確保した場合であって、かつ研修用樹園地に新たな研修生を受け入れる見込みがある場合は、この限りでない。

- (5) 就農する研修生が研修用樹園地の所有権移転を希望する場合には、可能な限り研修生に所有権が移転されるよう、樹園地提供者と研修生との協議の場を設ける等継

別記 1

継続的な支援に努めること。

- (6) 研修期間中は研修生を傷害保険等に参加させること。なお、実施主体が研修生と雇用契約を締結する場合は、厚生年金保険及び健康保険に参加するとともに、研修生を雇用保険及び労働者災害保険等の労働保険に参加させること。
- (7) 研修を中断した場合又は研修生が就農を断念した場合は、速やかに県に報告するとともに、新たな研修生を募集すること。

(研修生の要件)

第7 研修生は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 埼玉県内において、研修を受けた品目で就農すること。
- (2) 研修終了後、原則として1年以内に就農すること。ただし、本事業による研修終了後も、引き続き研修元から就農に向けた研修を受ける場合は、本事業による研修終了後、3年以内に就農するものとする。
- (3) 就農計画(参考様式2の内容を含むこと)を作成して県へ提出し、就農形態、研修終了後の取組内容等が明確であり実現性が高いこと。
- (4) 次に掲げる事項を遵守し、又は同意すること。
 - ア 取得財産を事業実施主体から譲り受けた場合は、第9の規定に基づき適正に管理運営すること。
 - イ 前号の取得財産について、第9の規定を遵守できなかった場合は、県及び事業実施主体の指示に従い、必要な手続に協力すること。
 - ウ 本事業に関し、県が実施する調査等について、本事業終了後も協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号、以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 暴力団関係者(条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

(研修生の報告)

第8 研修生は、研修期間中は年に一度、県が指定する日までに研修状況報告(様式第1号)を提出するものとする。

2 研修生は、就農後1か月以内に就農報告(様式第2号)を提出するものとする。

(取得財産の管理運営等)

第9 事業実施主体は、取得財産を、事業実施期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(1) 管理方法

事業実施主体は、取得財産の管理状況を明確にするため財産管理台帳及び利用管理簿を整備するものとする。

(2) 災害の報告

別記 1

事業実施主体は、取得財産について、法定耐用年数が経過する前に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに県に報告するものとする。

(3) 増築等の手続

事業実施主体は、取得財産を法定耐用年数が経過する前に、知事の承認を得ずに移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に大幅な影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行ってはならない。

- 2 研修生が、取得財産を法定耐用年数の期間内に事業実施主体から譲り受けた場合は、前項の規定に基づく財産管理に係る責任を事業実施主体から引き継ぐものとする。

(書類の提出先等)

第 10 事業実施主体がこの要領に基づき知事へ提出する書類については、主たる研修用樹園地が所在する市町村を管轄する農林振興センターを経由し農業支援課へ 1 部を提出することとする。

- 2 研修生については、研修中にあっては主たる研修用樹園地が所在する市町村を管轄する農林振興センターを、就農後にあっては主たる営農拠点が所在する市町村を管轄する農林振興センターを経由し農業支援課へ 1 部を提出することとする。

別記 1

別表 1

事業の内容	補助対象経費	補助率	上限額・期間 (研修生 1 名当たり)
1 研修用樹園地整備支援 研修に供する果樹棚、農業用機械、農業用施設の整備に対して助成する。	次の 1～3 のいずれかに該当するもので、税抜単価 10 万円以上かつ事業費の合計額が税抜 50 万円以上のもの。 1 研修用樹園地の果樹棚及び多目的防災網等の設置・修繕 2 研修に必要な農業用施設の設置・移設・修繕 3 研修に必要な農業用機械（スピードスプレーヤ、選果機、乗用モア等）の導入及び修繕	3 / 4 以内	上限：7,500 千円
2 研修経費支援 事業実施主体と関係機関が連携し、研修用樹園地の確保、指導員の配置、実践的な研修の実施等を行う取組に対して助成する。	1 研修実施に要する経費（資材等の消耗品費、機械及び施設の賃借・リース料、傷害保険料、樹園地の賃借料等） ※リース料、保険料、賃借料等については、補助対象期間内に係る費用に限る	3 / 4 以内	上限：720 千円 期間：連続する 24 か月以内

別記 1

別表 2

事業実施主体	1 市町村 2 農業協同組合 3 県、市町村が出資又は出捐する法人 4 市町村又は生産出荷団体等により構成される協議会（代表者及び規約の定めがあるものに限る。） 5 県内に所在又は圃場を有する農業法人（研修生の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）が経営するものを除く。） 6 県内に所在又は圃場を有する農業者（研修生の親族を除く。）
採択要件	事業実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 1 研修生に対する適切な研修指導及び就農支援を行うために必要な以下の要件をすべて満たしていること。 (1) 就農に必要な果樹の栽培技術や知識を習得させるための指導を的確に行うことができる指導員が配置されており、かつ実践的な研修体制が整備されていること (2) 研修生が研修に使用し、かつ就農後に管理することとなる研修用樹園地を、適切に確保すること (3) 研修生が円滑に就農できるよう、関係機関と連携し適切な指導・助言を行えること (4) 農業法人又は個人の農業経営者が事業を実施しようとする場合は、実施体制の構成員に市町村、県、農業協同組合のいずれかを含むこと (5) 研修生の健康管理、事故防止に十分な配慮を行うこと 2 本事業に関し県が実施する調査等に事業終了後も協力すること 3 事業実施主体の構成員すべてが公序良俗に反する行為を行っていない等、研修機関として適切であること。 4 次の各号に該当しない者。 (1) 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号、以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。） (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。） (3) 暴力団関係者（条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者をいう。） (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前 2 号に規定する暴力団員又は暴力団 関係者に該当する者があるもの (5) その他知事が適当でないと認めた者

別記 1

様式第 1 号

研修状況報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

氏名

果樹新規就農円滑化事業実施要領 別記 1 第 8 第 1 項の規定に基づき研修状況報告書を提出します。

1 研修状況

研修で学んだ内容	習得度 (※)

※ 1 : 習得度は 0～100% で記載すること

※ 2 : 研修状況が分かる資料 (研修日誌等) を添付すること

2 今後の目標

今後取り組む目標、課題等を記入する

3 就農に向けた準備状況

上記のとおり研修を受けていることを報告します。

(確認者) 研修実施機関名 :
研修責任者名 :

別記 1

別添(参考様式 1)

研修日誌

○年○月分

月 日	研修内容	研修時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※ 上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

別記 1

様式第 2 号

就農報告

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

氏名

以下のとおり就農しましたので、果樹新規就農円滑化事業実施要領 別記 1 第 8 第 2 項に基づき報告します。

研修終了日	年 月 日		
就農日	年 月 日		
就農地の市町村			
経営耕地 (a)	所有地		
	借入地		
栽培品目			
経営開始資金の 受給 (予定含む)	☐ 有	☐ 無	☐ 未定
経営発展支援事業 の受給 (予定含む)	☐ 有	☐ 無	☐ 未定

添付書類

- ・ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧 (財産管理台帳等)

別記 1

参考様式 2 （第 7 関係）

就農計画

就農予定市町村				農業経営開始 予定時期		年 月			
就農形態 (該当する形態に✓印)		☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親族等の農業経営を継承							
将来の農業経営の構想									
農業経営の規模に関する目標	作目名 (可能な限り品種別で記入) 【記入例】 日本なし（幸水） ぶどう（シャインマスカット）	就農時（ 年）				就農 5 年後の目標（ 年）			
		栽培 面積 (a)	生産量 (kg)	収入額 (万円)	所得額 (万円)	栽培 面積 (a)	生産量 (kg)	収入額 (万円)	所得額 (万円)
	販売方法等								
生産方式に関する目標	機械・施設名	就農時（ 年）			就農 5 年後の目標（ 年）				
		型式・性能	規模	台数	型式・性能	規模	台数		
	活用を予定している 補助金・融資等								

別記 1

参考様式 3（第 7 関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所：
氏 名：

私は、果樹新規就農円滑化事業実施要領 別記 1 の第 7 第 1 項（１）、（２）、（４）及び第 2 項に規定する要件について理解し、同規定を遵守することを誓約します。

（研修生の要件）

第 7 本事業により研修指導及び就農支援を受ける者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）埼玉県内において、研修を受けた品目で就農すること。

（２）研修終了後、原則として 1 年以内に就農すること。

ただし、本事業による研修終了後も、引き続き研修元から就農に向けた研修を受ける場合は、本事業による研修終了後、3 年以内に就農するものとする。

（４）次に掲げる事項を遵守し、又は同意すること。

ア 取得財産を事業実施主体から譲り受けた場合は、第 9 の規定に基づき適正に管理運営すること。

イ 前号の財産について、第 9 の規定を遵守できなかった場合は、県及び事業実施主体の指示に従い、必要な手続に協力すること。

ウ 本事業に関し、県が実施する調査等について、本事業終了後も協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象外とする。

（１）暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号、以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）

（３）暴力団関係者（条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者をいう。）

（４）法人にあっては、代表者又は役員のうちに前 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

（５）その他知事が適当でないと認めた者